

見積依頼書

令和8年2月19日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 鈴木 賢治

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 令和8年度北九州・京築地区自家用電気工作物保安業務
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 見積り合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 上記（5）に加えて、以下の①～③に該当する者であること。なお、①～③に該当することを証明する資料である実績調書（様式-1）を提出しなければならない。
 - ① 令和2年4月1日以降公告日までに元請けとして、国又は地方公共団体の自家用電気工作物に関する保安業務の受注実績を有すること。
 - ② 電気事業法施行規則（平成7年度通商産業省令第77号）第52条の2の要件を満たす個人事業者又は法人であること。
 - ③ 福岡県内に本店、支店、営業所又は事業所を有するものであること。

3 問合せ先

〒801-0841

福岡県北九州市門司区西海岸1丁目4番40号

九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所 品質管理課

電話番号 093-321-4639

メールアドレス：kitakyu-e89gv@mlit.go.jp

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 別表のとおり

(2) 配布場所 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所ホームページ - 入札・契約情報

(<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kitakyusyuu/index.html>)

電子調達システム

(<https://www.geps.go.jp/>)

5 仕様書等に関する質問の提出方法、期間

(1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）

(2) 提出期間 別表のとおり

(3) 提出場所 上記3に同じ

(4) 回 答 回答書を当事務所ホームページに掲載することにより回答する。

6 参考見積書の提出方法、期間

(1) 本案件は、予定価格算定の参考とするため、見積書の提出に先立ち、参考見積書の提出を求める。

(2) 参考見積書の様式は任意とするが、総価のほか、仕様書の項目ごとの内訳金額を記載すること。

(3) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）

(4) 提出期間 別表のとおり

(5) 提出場所 上記3に同じ

7 実績調書の提出方法、期間及び場所

(1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）

(2) 提出期限 別表のとおり

(3) 提出場所 上記3に同じ

8 見積書の提出方法、期間及び場所

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
- (2) 提出期限 別表のとおり
- (3) 提出場所 上記3に同じ

9 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日 時 別表のとおり
- (2) 場 所 上記3に同じ
- (3) 見積参加者の立会いは省略する。

10 見積書の作成

- (1) 見積書の様式は、添付のとおりとする。（別紙1）
- (2) 参加者は、仕様書に基づき算出した総価をもって契約希望金額を見積もるものとする。見積書には、契約の履行に要する一切の費用の合計金額を記載すること。
- (3) 決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書は、本見積依頼書、九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書を熟読し、実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、提出すること。

11 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。
- (4) 見積合わせの結果は、当事務所のホームページにおいて、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。公表事項は、種別、見積合わせ日、件名、契約の相手方及び決定価格とする。
- (5) 契約の相手方は、項目ごとの見積金額の内訳書を提出すること。見積金額の内訳書を提出する段階において事後的に見積金額を訂正することは認めない。

12 契約保証金の納付

免除

13 契約書の作成又は請書の提出の要否
要

14 支払条件

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

15 情報管理体制

受注後、本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添 2）」を発注者に提出し、同意を得ること。

16 その他

- (1) 開札の日には落札決定を保留したうえで落札予定者を決定し、落札決定及び契約締結は令和 8 年 4 月 1 日とするが、当該業務にかかる令和 8 年度予算成立が 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算状況により、別途、契約日及び履行期間の調整を行うとともに、契約額の区分表示等を行う場合がある。
- (2) 質問書、参考見積書、見積書の作成及び提出等、本手続きに要する費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- (3) 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）による。
- (5) 詳細は、実施要領及び仕様書による。

(別表)

見積合わせ手続きに係る期限等

仕様書等の配付期間	令和 8 年 2 月 19 日 (木) から令和 8 年 3 月 10 日 (火) までの 土曜、日曜及び祝日を除く 9 時 30 分から 16 時 00 分まで (最終日は 11 時 00 分まで)
仕様書等の質問期間	令和 8 年 2 月 19 日 (木) から令和 8 年 2 月 26 日 (木) までの 土曜、日曜及び祝日を除く 9 時 30 分から 16 時 00 分まで
質問に対する回答	令和 8 年 2 月 27 日 (金) から令和 8 年 3 月 4 日 (水) までの 土曜、日曜及び祝日を除く 9 時 30 分から 16 時 00 分まで
参考見積書及び 実績調書の提出期間	令和 8 年 2 月 27 日 (金) から令和 8 年 3 月 4 日 (水) までの 土曜、日曜及び祝日を除く 9 時 30 分から 16 時 00 分まで
見積書の提出期間	令和 8 年 3 月 5 日 (木) から令和 8 年 3 月 9 日 (月) までの 土曜、日曜及び祝日を除く 9 時 30 分から 16 時 00 分まで
見積合わせの日時	令和 8 年 3 月 10 日 (火) 11 時 00 分

(別添1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(別添2)

提出日 令和 年 月 日

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 (情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。)(※1)

	氏名	住所 (※5)	生年月日 (※5)	会社名・ 所属部署	役職
情報管理責任者(※2)	A				
情報取扱管理者(※3)	B				
	C				
業務従事者(※4)	D				
	E				
再委託先	F				

(※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注間で協議すること。

(※2) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※3) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

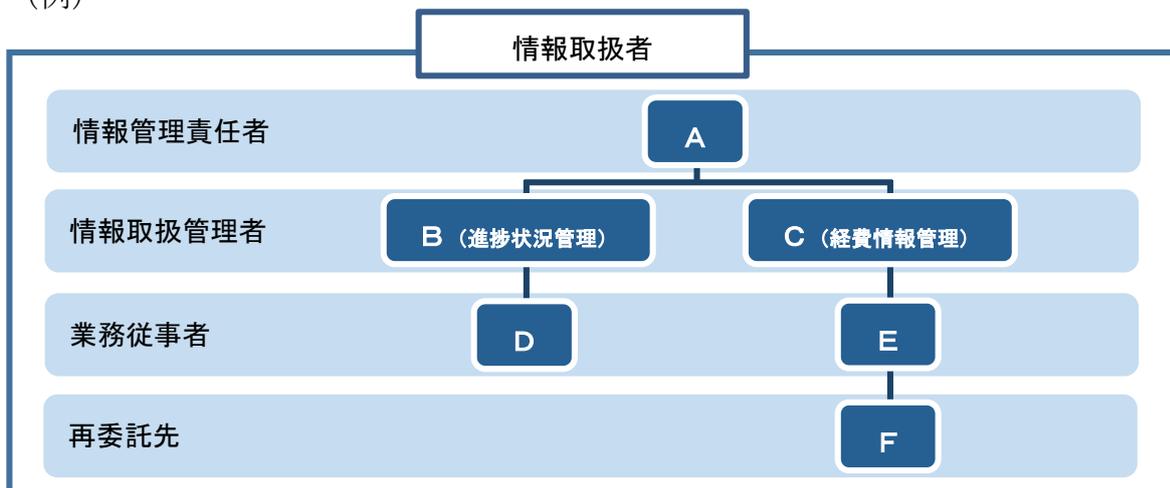
(※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の提出に代えることができる。ただし、発注者の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

なお、報告の方法については、受発注者間で協議して決定することができる。

② 情報管理体制図

(例)



③ その他

- ・ 別途提出している資料により必要な情報を確認できることを発注者が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・ 可能な範囲で、社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、追加で資料の提出を求める場合がある。

情報保全に係る履行体制に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記を遵守することとし、この誓約が虚偽である場合又はこの誓約に反したことや、情報保全に係る履行体制について、発注者の同意が得られないことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 本業務で知り得た保護すべき情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者の指示に基づき、「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添2）」を提出し、同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め発注者の同意を得ること。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、発注者が同意した場合を除き、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。
- 2 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- 3 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、発注者が行う報告徴収や調査に必ず応じること。